

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十六年十月三十一日

## 目次

### 告示

特定鳥獣の捕獲等ができる休猟区の区域の指定	(自然環境保全課)	一
鳥獣保護区の存続期間の更新	(同)	一
特別保護地区の指定	(同)	四
休猟区の指定	(同)	五
特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	六

## 告示

岐阜県告示第六百十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により次のとおり特定鳥獣の捕獲等ができる区域を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 特定鳥獣の捕獲等ができる区域及び存続期間

区 域	存 続 期 間
高倉休猟区、笹ヶ峰休猟区、石徹白休猟区及び大日岳休猟区の全部	平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

### 二 捕獲等ができる特定鳥獣の種類

イノシシ及びニホンジカ

岐阜県告示第六百十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
金華山鳥獣保護区	岐阜市湊町地内の国道二五六号の長良川に架かる長良橋左岸を起点とし、同所から長良川左岸堤防道路を東進し市道上材木町鏡岩線に至り、同所から同市道を東進し県道上白金真砂線に至り、同所から同県道を東進し市道お山下菊川線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道日野本線に至り、同所から同市道を東南進し市道日野中一号线に至り、同所から同市道を南進し国道一五六号との交点に至り、同国道を東進し市道日野中五八号線との交点に至り、同市道を東南進し県道岐阜嶽南大野線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道城望町東興線との交点に至り、同所から同市道を北進し月ノ会町二丁目の道路との交点に至り、同所から同道を東進し金華山山麓に沿う道路と水路との境界に至り、同所から同境界を北進した後西進し市道伊奈波通り一丁目日本町一丁目線、市道本町一丁目大宮町二丁目線を経て、国道二五六号に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域
鳥羽川鳥獣保護区	山県市大字西深瀬地内の鳥羽川に架かる隠山橋の右岸を起点とし、同所から市道一四 九五号線を北進し、市道一八 一 号線へ入り、同市大字大桑字東川地内の市道二 四号線との交点に至り、同所から出会橋を渡り市道一九 一 号線を南進し推倉川に至り、同所から市道一三 九 号線に渡り同市道を南進し隠山橋に至り、同橋を渡り起点に至る線により囲まれた区域
舟伏山鳥獣保護区	山県市大字神崎地内の舟伏山登山道と本巢市根尾松田に通ずる歩道との交点を起点とし、同所から同歩道を西進し本巢市との境界に至り、同所から同境界を西北進した後北東進し舟伏山三角点(一、 四・三メートル)に至り、同所から山県市大字神崎字大舟伏と字橋ヶ谷とを分ける稜線を東進し舟伏山登山道との交点に至り、同所から同登山道を東南進した後南進し起点に至る線により囲まれた区域
船附鳥獣保護区	大垣市横曾根地内の国道二五八号と県道羽島養老線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し福東大橋を経て県道今尾大垣線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道安八海津線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道養老平田線との交点に至り、同所から同県道を西進し今尾橋を経て町道根古

名称	区域
水嶺湖鳥獣保護区	地今尾橋線との交点に至り、同所から同町道を西北進し国道二五八号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた区域
笹平鳥獣保護区	大垣市上石津町地内の市道打上二 一 号線と岐阜県と三重県の境界との交点を起点とし、同所から同町道を北進し作業道との交点に至り、同所から同作業道を東進し終点に至り、同所から岐阜県と三重県との境界(標高二六三メートル)に通ずる歩道を南進し同境界に至り、同所から同境界を南進し県道時下野尻線との交点を経た後西北進し起点に至る線により囲まれた区域
納古山鳥獣保護区	加茂郡白川町大字三川字笹山地内の町道太田尾線と林道加茂東線との交点を起点とし、同所から斜面を南西進し頂上に至り、同所から尾根を西北進し同大字字平鍋と字笹山との境界に至り、同所から同境界を北進し大字和泉字白草と大字三川字笹山との境界に至り、同所から同境界を北東進し町道柳島笹平線に至り、同所から同町道を東南進し笹平開発道路に至り、同所から同開発道路を北東進した後東南進し林道大平線に至り、同所から同所と起点から林道加茂東線を一八 メートル北東進した地点とを結ぶ直線を南進し同地点に至り、同所から同林道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域
松野鳥獣保護区	可児郡御嵩町次月地内の国道二一 一 号と町道六六号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進した後北東進し町道東大洞線に至り、同所から同町道を北進し町道二九号線との交点に至り、同所から同町道を東南進し瑞浪市との境界に至り、同所から同境界を北東進し東海自然歩道(支線)との交点に至り、同所から同自然歩道を北東進し市道平岩・御嵩線東海自然歩道(本線)との交点に至り、同所から同市道を東進し県道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同県道を東南進し市道平岩六号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道平岩六号線との交点に至り、同所から同県道を東南進し市道平岩・柄石線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道平岩・松野線と

<p>付知中央南鳥獣保護区</p>	<p>恵那峡鳥獣保護区</p>	
<p>中津川市付知町字黒川地内の市道付知一―一―七号線と国道二五七号線との交点を起点とし、同所から同市道を西北進し市道中屋野尻線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道付知三―号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道付知一―号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道新田中</p>	<p>の交点に至り、同所から同市道を南西進し瑞浪市大字日吉町字郷上と字狸岩とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南西進し同大字字狸岩と字湯平とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南西進し同大字字西山一五二七番地と一五二八番地とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南西進し柄石峠を経て瑞浪市と土岐市との境界に至り、同所から同境界を西北進し瑞浪市と御嵩町との境界に至り、同所から同境界を西北進し国道二一―号に至り、同所から同国道を北東進した後西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	
<p>金華山鳥獣保護 森林鳥獣生</p> <p>名称 指定区分 指 定 目 的</p> <p>当該地域は、岐阜市のほぼ中央部に位置し、多</p>	<p>五色ヶ原鳥獣保護区</p> <p>高山市丹生川町久手地内の国道一五八号と栗師谷との交点を起点とし、同所から同国道を東進し県道乗鞍公園線との交点に至り、同所から同県道を東進し同市奥飛騨温泉郷との境界に至り、同所から同境界を東南進し県道乗鞍公園線に至り、同所から同県道を南進し国指定北アルプス鳥獣保護区との境界に至り、同所から同境界を南進し同市高根町との境界に至り、同所から同境界を西北進し同市朝日町との境界に至り、同所から同境界を西北進し丸黒山三角点(一、九五六・三メートル)を経て乗鞍国有林一―八林班との境界に至り、同所から同境界を北進し沢之上谷川に架かる林道岩井谷線の旧平釜山橋に至り、同所から同林道を東南進し岩井谷水源池に至り、同所から谷を東南進し貯水池に至り、同所から管理歩道を北進し池之俣発電所に至り、同所から池之俣御越谷を東進し乗鞍国有林一―林班との境界に至り、同所から民有林を西北進し三角点(一、四八四・四メートル)に至り、同所から朴の木平スキー場西側の民有林との境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>北ノ俣鳥獣保護区</p> <p>野線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道尾ヶ平向山線との交点を経た後東南進し市道付知六七号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道付知七九号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道新田中野線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道黒川中野線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>飛騨市神岡町大字打保地内の金木戸国有林二―五 林班中い、ろ、は及びとの各小班 二―五 一林班中よ、た及びれの各小班、二―五 二林班中る及びわの各小班、二―五 三林班中る、は及びの各小班、二―五 四林班中る、は、に、ほ、へ、イ及び口の各小班、二―五 五林班中は、に及びの各小班、二―五 七林班中る、は及びの各小班、二―六 六林班中は、に及びの各小班、二―六 七林班中は、に及びの各小班、二―六 八林班中は、に及びの各小班的の区域</p>
<p>二 鳥獣保護区の存続期間 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで</p> <p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>		

区 納古山鳥獣保護 区	区 水嶺湖鳥獣保護 区	区 船附鳥獣保護 区	区 舟伏山鳥獣保護 区	区 鳥羽川鳥獣保護 区	区	
森林鳥獣生 息地の保護 区	身近な鳥獣 生息地の保 護区	身近な鳥獣 生息地の保 護区	集団渡来地 の保護区	集団渡来地 の保護区	息地の保護 区	
当該地域は、スギ、ヒノキをはじめとする林相の変化に富む地域であり、オオタカ、ヤマドリ、ノウサギ、アナグマをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、クオーレふれあいの里を含む主に広葉樹が樹生する地域であり、キジ、コジュケイ、キツネ、ノウサギをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、森と湖自然公園となっている湖と森に囲まれた地域であり、マガモ、コガモ、ノウサギ、タヌキをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、マガモ、コガモ、ヒドリガモをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な河川を含む地域であり、多くの渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域を利用する渡り鳥の保護を図る。	当該地域は、スギ、ヒノキの人工林、広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、イノシシ、カモシカ、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生育する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、マガモ、コガモ、ヨシガモ、スズガモをはじめとする渡り鳥の集団渡来地として重要な河川を含む地域であり、多くの渡り鳥が飛来地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域を利用する渡り鳥の保護を図る。	様な針葉樹及び広葉樹が群生する林相の変化に富む地域であり、メジロ、ウグイス、マヒワ、タヌキ、ノウサギ、イタチをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。

区 五色ヶ原鳥獣保 護区	区 北ノ俣鳥獣保護 区	付知中央南鳥獣 保護区	区 恵那峡鳥獣保護 区	区 松野鳥獣保護区
森林鳥獣生 息地の保護 区	森林鳥獣生 息地の保護 区	森林鳥獣生 息地の保護 区	森林鳥獣生 息地の保護 区	森林鳥獣生 息地の保護 区
当該地域は、天然針葉樹林及び天然広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ヒガラ、オオルリ、ツキノワグマ、ノウサギをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、天然針葉樹林及び天然広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ライチョウ、クマタカ等の希少鳥獣をはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、スギ、ヒノキの人工林、広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、カシラダカ、アトリ、キツネ、ノウサギをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、中津川市、恵那市にまたがる木曾川河畔を中心とする常緑広葉樹林、コナラ林、アカマツ林等が分布する林相の変化に富む地域であり、コゲラ、カケス、タヌキ、キツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、アカマツ林、落葉広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、アナグマ、タヌキ、キツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。

岐阜県告示第六百二十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み

替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名 称	金華山特別保護地区
区 域	金華山国有林三一八 林班から三一八七七林班までの各林班の区域
松野特別保護地区	可児郡御嵩町次月地内の国道二一号と町道六六号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進した後北東進し町道東大洞線に至り、同所から同町道を北進し町道二九号線との交点に至り、同所から同町道を東南進し瑞浪市との境界を越え市道松野湖線との交点に至り、同所から同市道を東南進し松野湖余水吐を南西進し可児川沿いの散歩道に至り、同所から同散歩道を南西進し御嵩町との境界に至り、同所から同境界を南西進し国道二一号に至り、同所から同国道を北進した後西進し起点に至る線により囲まれた区域
恵那峡特別保護地区	大井ダムから旧美恵橋跡に至る木曾川の水面の区域
北ノ俣特別保護地区	飛騨市神岡町大字打保地内の金木戸国有林二 五四林班中一小班、二 五五林班中一小班、二 五七林班中一小班及び二 六六林班中一小班の区域

二 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

名 称	金華山特別保護地区	指定区分	森林鳥獣生息地の保護	指 定 目 的	当該地域は、多様な針葉樹及び広葉樹が群生する林相の変化に富む地域であり、メジロ、ウグイス、マヒワをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつてい
					るスタジイ、ツブラジイといった照葉樹の極相林

及びヒノキの天然林が発達している国有林の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

当該地域は、アカマツ林、落葉広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、アナグマ、タヌキ、キツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつている松野湖周辺の天然性広葉樹林の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

当該地域は、常緑広葉樹林、コナラ林、アカマツ林等が分布する林相の変化に富む地域であり、コゲラやカケスをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつている大井ダム湖畔の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

当該地域は、天然針葉樹林及び天然広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ライチョウ、クマタカ等の希少鳥獣をはじめとする多種多様な野生鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつているネズコ、コメツガ、アオモリトドマツ等の天然針葉樹やブナ、ナラ、トチ、ハン等の天然広葉樹からなる当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

岐阜県告示第六百二十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 休猟区の名称及び区域

名 称	区 域
高倉休猟区	揖斐郡揖斐川町塚地内の岐阜県と福井県との境界と林道塚線との交点を起点とし、同所から同林道を東南進し赤谷に至り、同所から同谷を南西進した後東南進し民有林と県有林とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西北進し福井県との境界に至り、同所から同境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域
笹ヶ峰休猟区	揖斐郡揖斐川町塚地内の赤谷とイチン谷の合流点を起点とし、同所からイチン谷を南西進し千回沢山三角点(一、二四六・メートル)に至り、同所から民有林との境界線を西北進しタンド谷を経て西進した後タンド谷と中ツ又を分ける稜線を北進し赤谷とタンド谷の合流点に至り、同所から赤谷を東進し起点に至る線により囲まれた区域
石徹白休猟区	郡上市白鳥町地内の檢峠を起点とし、同所から白鳥高原スキ一場の境界を南西進し福井県との境界に至り、同所から同境界を西北進し県道白山中居神社朝日線との交点に至り、同所から同県道を北東進し県道石徹白前谷線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
大日岳休猟区	郡上市高鷲町中洞地内の猪洞谷と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同谷を西北進し猪洞財産区有林との境界に至り、同所から同境界を北東進した後北進し大日ヶ岳国有林との境界を経て大日ヶ岳山頂(一、七 八・八メートル)に至り、同所から高山市との境界を北東進した後東南進し吠谷との交点に至り、同所から同谷を東進し市道西洞ひるがの線との交点に至り、同所から同市道を南進し中村谷との交点に至り、同所から同谷を東南進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域

二 休猟区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

岐阜県告示第六百二十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条

第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 禁止又は制限に係る特定猟具の種類  
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

名 称	区 域
京ヶ洞特定猟具使用禁止区域	山県市大字高富地内の市道一四 一号線と同市大字東深瀬と同市大字高富とを分ける稜線との交点を起点とし、同所から同稜線を北東進した後東南進し岐阜市との境界に至り、同所から同境界を東南進し市道一一二二三号線に至り、同所から同市道を西進し市道一一九五号線との交点に至り、同所から同市道を西進し山県市大字高富字松洞及び字京ヶ洞と同大字字大北及び字井戸洞とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を北進した後西北進し市道一一九一号線に至り、同所から同市道を西北進し市道一一八八号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道一一九号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道一一八七号線に至り、同所から同市道を北東進した後西北進し起点に至る線により囲まれた区域
池辺特定猟具使用禁止区域	養老郡養老町瑞穂地内の町道有尾横屋一号線と町道田粗音セリター線との交点を起点とし、同所から町道有尾横屋一号線を北進し県道小倉鳥江大垣線との交点に至り、同所から同県道を東進し町道根古地三ツ屋線との交点に至り、同所から同町道を東南進し町道瑞穂二号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道瑞穂六号線との交点に至り、同所から同町道を西進し五三川左岸に至り、同所から同川を横断し町道大場釜段一号線に至り、同所から同町道を北進し農道との交点に至り、同所から同農道を西進し畦道に至り、同所から同畦道を西進し沼地に至り、同所から同沼地を西進し起点に至る線により囲まれた区域
広見特定猟具使用	可児市下恵土地内の可児川右岸と市道五一七六号線との交点

<p>用禁止区域</p>	<p>を起点とし、同所から同市道を北東進し市道船岡沢渡線に至り、同所から同市道を北東進し市道船岡上屋敷線に至り、同所から同市道を北東進し市道御嵩犬山線に至り、同所から同境界を南西進し可児川右岸に至り、同所から石森橋を南進し市道上野瀬田線に至り、同所から同市道を東南進し市道三二六九号線に至り、同所から同市道を南西進し市道石井上野線に至り、同所から同市道を南進し市道御嵩可児線に至り、同所から同県道を東進し市道可児公園平貝戸線に至り、同所から同市道を東南進し市道多治見八百津線に至り、同所から同県道を南進し市道土岐可児線に至り、同所から同県道を西北進し市道田尻吹ケ洞線に至り、同所から同川左岸を東進し森本橋に至り、同所から東海自然歩道を南進し市道田尻吹ケ洞線に至り、同所から同市道を西北進し久々利川右岸に至り、同所から同川右岸を西進し可児川右岸に至り、同所から同川右岸を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>坂戸特定猟具使用禁止区域</p>	<p>可児市坂戸地内の可児川左岸と市道塩坂戸線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道御嵩犬山線に至り、同所から同県道を北進し戸走橋に至り、同所から可児川左岸を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>梨割山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>加茂郡富加町大字大山地内の町道三一線と県道五八号線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し関市との境界に至り、同所から同境界を東進し同町と美濃加茂市との境界に至り、同所から同境界を東南進した後南西進し市道九七号線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道七一線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道三一線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>八幡・高野・大矢田特定猟具使用禁止区域</p>	<p>美濃市大矢田地内の県道岐阜美濃線と市道大矢田・武芸線との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し関市との境界を経て市道幹一五二三号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道一五二八四号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道一五三二九号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道幹一五八号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道幹一五五号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し同市武芸川町八幡字池ノ洞と同大字字岡ノ上及び字松洞とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を北進し美</p>
<p>市場紋原特定猟具使用禁止区域</p>	<p>濃市との境界に至り、同所から同境界を東南進し市道大矢田・武芸線に至り、同所から同市道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>蛭川東特定猟具使用禁止区域</p>	<p>中津川市蛭川字鳩吹地内の市道蛭川七二号線と市道鳩吹矢柱線との交点を起点とし、同所から同市道を南西進し猿飛橋東端に至り、同所から和田川左岸を西北進し市道中野方苗木線に架かる辻屋橋東端に至り、同所から同県道を北東進し市道蛭川二七号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道蛭川三二号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道蛭川三三二号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道蛭川三八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道恵那蛭川東白川線との交点に至り、同所から同県道を東南進した後南進し市道蛭川七二号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に至る線により囲まれた区域</p>
<p>分根特定猟具使用禁止区域</p>	<p>恵那市岩村町分根地内の市道岩村一六六号線と市道岩村一八二号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道岩村二四号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道岩村一七九号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道岩村一三九号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道岩村一二八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道岩村一二七号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道岩村一七号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道札の辻八本木線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道岩村一三四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道岩村一四四号線との交点に至り、同市道を南進し市道岩村一六七号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道岩村一六六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>明智西山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>恵那市明智町太田地内の県道上仁木明智線と市道明智九八号線との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し月ノ平林道との交点に至り、同所から同林道を西北進し瑞浪市との境界に</p>

<p>金山中学校特定 猟具使用禁止区 域</p>	<p>初矢特定猟具使 用禁止区域</p>
<p>下呂市金山町金山地内の市道本町下原線に架かる境橋南詰めを起点とし、同所から馬瀬川右岸を東南進し飛驒川右岸に至り、同所から同川右岸を東南進し菅田川左岸に至り、同所から同川左岸を西進し国道四一号に至り、同所から同国道を西北進した後北東進し県道飛驒金山停車場線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道本町妙見線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道本町下原線との交点に至り、同所から同市道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>至り、同所から同境界を北進した後北東進し国道三六三号に至り、同所から同国道を東南進し市道明智九八号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>下呂市乗政地内の市道乗政一 号線と林道初矢線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し深谷に至り、同所から同谷を南進し乗政区と宮地区とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を西進し後洞三角点(七七・九メートル)に至り、同所から乗政区と小川区とを分ける稜線を西北進した後北東進し初矢峠を経て同市乗政黒字ワラビガサコ及び字藤ヶ野と同市乗政字水上、字中西洞及び字権太郎沢とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を東南進し林道初矢線に至り、同所から同林道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

三 特定猟具使用禁止区域の存続期間  
平成二十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

平成二十六年十月三十一日発行

発行者  
岐 阜 県

岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社